

平成31年3月清須市議会定例会会議録

平成31年3月22日、平成31年3月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永	田	純	夫		
副	市	長	葛	谷	賢	二	
教	育	長	齊	藤	孝	法	
企	画	部	長	宮	崎	稔	
総	務	部	長	平	子	幸	夫

市民環境部長
健康福祉部長
建設部長
会計管理者
教育部長
監査委員事務局長
企画部次長兼企画政策課長
総務部次長兼税務課長
市民環境部次長兼産業課長
健康福祉部次長兼高齢福祉課長
健康福祉部次長兼子育て支援課長
建設部次長兼新清洲駅周辺まちづくり課長
次長兼会計課長
教育部次長兼学校教育課長
総務部参事
建設部参事
建設部参事
人事秘書課長
防災行政課長
財政課長
収納課長
市民課長
保険年金課長
生活環境課長
西枇杷島市民サービスセンター所長
清洲市民サービスセンター所長
春日市民サービスセンター所長
社会福祉課長
健康推進課長

栗本和宜
福田晃三
加藤三章
寺井秀樹
加藤秀樹
間下伸一
河口直彦
吉田敬
石田隆
森川治美
加藤久喜
永渕貴徳
三輪晃司
丹羽久登
森高邦博
横井仁一
鈴木貴博
舟橋監司
後藤邦夫
岩田喜一
三輪好邦
伊藤嘉規
浅野英樹
島津行康
岩花竜章
葛山悟
日比野鋭治
鹿島康浩
佐古智代

土 木 課 長	飯 田 英 晴
都 市 計 画 課 長	長 谷 川 久 高
上 下 水 道 課 長	菅 野 淳
生 涯 学 習 課 長	近 藤 修 好
ス ポ ー ツ 課 長	石 黒 直 人
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	浅 田 克 幸
議 事 調 査 課 長	高 山 敬
議 事 調 査 課 係 長	石 黒 真 一

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 1 号 平成31年度清須市一般会計予算案
- 日程第 2 議案第 2 号 平成31年度清須市国民健康保険特別会計予算案
- 日程第 3 議案第 3 号 平成31年度清須市介護保険特別会計予算案
- 日程第 4 議案第 4 号 平成31年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第 5 議案第 5 号 平成31年度清須市水道事業会計予算案
- 日程第 6 議案第 6 号 平成31年度清須市下水道事業会計予算案
- 日程第 7 議案第 7 号 清須市森林環境整備等基金条例案
- 日程第 8 議案第 8 号 清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 9 号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 10 号 清須市庄内川水防センターの設置及び管理に関する条例及び清須市水の交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 11 議案第 11 号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 12 議案第 12 号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する

条例案

- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 清須市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 清須市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 清須市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 清須市都市公園条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 清須市都市下水路条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同規約の変更に関する協議について
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 土地区画整理事業に伴う町の区域の設定及び変更について
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 新市建設計画の変更について
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 新市基本計画の変更について
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度清須市一般会計補正予算（第 5 号）案
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度清須市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 3 0 発議第 1 号 UR 賃貸住宅ストックの活用を求める意見書（案）
- 追加日程第 1 議案第 3 0 号 平成 3 1 年度清須市一般会計補正予算（第 1 号）案
- 追加日程第 2 議案第 3 1 号 平成 3 0 年度清須市一般会計補正予算（第 6 号）案

追加日程第3 常任委員会の閉会中の継続審査申出書

追加日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書

(傍聴者 2名)

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (伊藤 嘉起君)

おはようございます。

平成31年3月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は22人でございます。

ここで、加藤教育部長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。発言は、発言席でお願いします。

加藤教育部長。

< 教育部長 (加藤 秀樹君) 登壇 >

教育部長 (加藤 秀樹君)

教育部長の加藤でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、ご報告させていただきます。

3月13日開会の建設文教委員会におきまして、平成31年度予算主要施策の概要256ページ、2の(2)の表中の金額に誤りがあるのではないかとご指摘を受けました。確認させていただきました結果、間違いであることが判明いたしましたので、お配りいたしました「正誤表」のとおり訂正させていただきます。おわびして訂正いたします。申しわけございませんでした。

議長 (伊藤 嘉起君)

それでは、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

当局から、議案第30号 平成31年度清須市一般会計補正予算(第1号)案及び議案第31号 平成30年度清須市一般会計補正予算(第6号)案が提出されております。

この議案については市長より提案説明を受けた後、職員より詳細説明を受け、委員会付託を省略し、採決を行いたいと思います。

また、各常任委員会の委員長から常任委員会の閉会中の継続審査申出書、また、議会運営委員会委員長から議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書がそれぞれ提出されております。

これらを日程に追加いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認め、日程に追加いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1から日程第30までの案件については、3月6日の本会議において各常任委員会に審査を付託し、十分ご審議いただいたと思いますので、各常任委員会の委員長より開催の順序に従い、審査の内容と結果について報告を求めます。

報告は発言席でお願いいたします。

最初に、8日及び11日に開催されました福祉委員会の報告を林 委員長より求めます。

林委員長。

< 福祉委員会委員長（林 真子君）登壇 >

福祉委員会委員長（林 真子君）

皆様、おはようございます。

議席12番、福祉常任委員長、林 真子でございます。

平成31年3月定例会に上程されました議案のうち当福祉常任委員会に付託されました案件につきましては、去る3月8日、11日の両日、午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席のもと慎重に審議を行いました。

これより、その審議の主な内容と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第1号 平成31年度清須市一般会計予算案所管分についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、子ども・子育て支援臨時交付金について、委員より、「交付金の積算内容は」との質問があり、「10月からの幼児教育の無償化に伴う保育料、幼稚園授業料、施設型保育給付費、給食費などの減収額について、対象人数ごとに積算したものです」との答弁でありました。

衛生手数料について委員より、「10月1日改定のごみ処理手数料の引き上げの理由は」との質問があり、当局は、「従来からのごみ処理費の受益者負担率を今回一部改正したものです」との答弁でありました。

衛生費国庫補助金について、委員より、「感染症予防事業費等国庫補助金とは」との質問があり、当局は、「風疹の流行拡大防止のために、39歳から56歳の男性を対象とした抗体検査に対する補助金です」との答弁でありました。

商工費国庫補助金について、委員より、「プレミアム付き商品券発行事業の対象者は」との質問があり、当局は、「住民税非課税者及び子育て世帯の世帯主における一定の方が対象となりま

す」との答弁でありました。

歳出では、戸籍住民基本台帳費について、委員より、「コンビニ交付は窓口業務の効率化につながると思うが、年間の取り扱い数の見込みは」との質問があり、当局は、「他市町の利用状況をもとに年間利用率については2.2%の利用を想定し、平成31年度につきましては約230件の発行を見込んでおります」との答弁でありました。

社会福祉総務費について、委員より、「社会福祉協議会運営費補助金が平成30年度と比較して増加している理由は」との質問があり、当局は、「社会福祉協議会の職員人件費を見直した結果です」との答弁でありました。

委員より、「国民健康保険特別会計繰出金のうち、その他繰出金の内訳は」との質問があり、当局は、「決算補填目的外の保険事業分4千851万9千円と福祉医療波及分9千528万3千円、決算補填目的となる2億5千900万8千円となります」との答弁でありました。

高齢者福祉費について、委員より、「公衆浴場が月2回無料であり、健康増進ということで皆さん楽しみにしているが、利用状況は」との質問があり、当局は、「西枇杷島地区に2か所の公衆浴場があるが、1か所休業しており、現在1か所のみ営業となっています。また、平成29年度の利用実績の男女比率はほぼ同数であり、地区別比率は西枇杷島地区が約56%、新川地区が約36%の利用となっています」との答弁でありました。

母子福祉費について、委員より、「子ども食堂の対象者の内訳は」との質問があり、当局は、「ひとり親世帯と一般世帯を合わせた20組の世帯の利用を想定しております」との答弁でありました。

児童福祉施設費について、委員より、「母子通園施設に通園している児童のうち手帳を取得している児童の数は」との質問があり、当局は、「施設利用登録者26人のうち身体障害者手帳取得の児童が1人、療育手帳取得の児童が11人の合計12人の児童が施設利用しております」との答弁でありました。

予防費について、委員より、「風疹抗体検査の開始時期は」との質問があり、当局は、「風疹抗体検査・予防接種は4月から実施できます。また、クーポン券及び受診票については、今後、随時発送いたします」との答弁でありました。

環境衛生費について、委員より、「斎苑施設周辺環境改善費に一般財源の2千94万3千円が含まれているが、その詳細は」との質問に対し、当局は、「朝日地区の市道朝日貝塚東線の整備費が2千万円、一場公民館整備費の詳細設計費に94万3千円を計上しています」との答弁であ

りました。

清掃総務費について、委員より、「災害廃棄物処理計画の策定の流れは」との質問があり、当局は、「計画を策定する上では、不燃ごみ破碎残渣の埋め立て処理を行っている企業の系列会社と処理協定を締結した後、最終処分場を決め、その後、災害廃棄物の発生量の想定、仮置き場の選定、市民に対する広報活動、し尿関係の処分等円滑に行える初動マニュアルを策定します」との答弁でありました。

商工総務費について、委員より、「企業再投資促進奨励金の内容については」との質問があり、当局は、「今回の案件は大手企業のEV自動車用モーター等製造における設備投資等に対する奨励金となります。本市においては、税収の増大や雇用の拡大などの効果が期待されますが、将来的な企業の成長イメージを踏まえると、さらに大きな効果が期待できるものと考えています」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、本案所管分については、賛成多数により、原案どおり承認されました。

次に、議案第2号 平成31年度清須市国民健康保険特別会計予算案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「国保制度が改正され1年たちましたが、国保税の上昇について現場の考えは」との質問があり、当局は、「本市は医療費水準が県下54市町中8位と高く、県の示す標準税率より高い状況にあります。引き続き、医療費の適正化により、標準税率の上昇の抑制や平成30年度から始まった保険者努力支援制度による交付金を多く獲得できるよう努力してまいります」との答弁でありました。

委員より、「医療費抑制のため、健康寿命を延ばしていくよう健康推進課、スポーツ課などと連携したらよいと思うが、当局の考えは」との質問があり、当局は、「地域包括ケアシステム推進委員会などの会議に参加するなど、連携に努めています。今後、後発医薬品通知に加え、重複服薬者への通知を始め、来年度は糖尿病重症化予防の取り組みとして、医師会と連携した保健指導を行うなど、医療費抑制に努めます」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、本案については、賛成多数により、原案どおり承認されまし

た。

次に、議案第3号 平成31年度清須市介護保険特別会計予算案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

一般介護予防事業費について、委員より、「いこまいか教室の開催実績と今後の予定は」との質問があり、当局は、「新川地区6件、清洲地区5件、春日地区4件の計15件です。今後、教室を実施したいという要望があれば進めてまいります」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、本案については、賛成多数により、原案どおり承認されました。

次に、認定第4号 平成31年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「保険料の軽減特例の段階的廃止で、8割、5割軽減の時期は」との質問があり、当局は、「平成32年度からとなります」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、本案については、賛成多数により、原案どおり承認されました。

次に、議案第9号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「使用料の受益者負担の考えは」との質問があり、当局は、「施設の利用者が負担する使用料以外の部分は広く市税で負担をいただいている状況です。施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考慮した上で、利用者に応分の受益者負担をお願いするものです」との答弁でありました。

質疑終了後、採決を行った結果、本案については、賛成多数により、原案どおり承認されました。

次に、議案第13号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「運営協議会で出された答申の付帯意見について、今後の取り組みは」との質問があり、当局は、「法定外繰り入れの見直しは被保険者の急激な負担増とにならないようにしてほしい」との意見については、「平成35年度を目指し、今回は平成30年税率と標準税率との差の5分の1を是正しました」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、本案については、賛成多数により、原案どおり承認されました。

次に、議案第15号 清須市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「し尿処理手数料の対象世帯数は」との質問があり、当局は、「1千415世帯です」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、本案については、賛成多数により、原案どおり承認されました。

次に、議案第17号 清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「条例にある布設工事監督者と水道技術管理者は市の職員が持つ資格か」との質問があり、当局は、「布設工事監督者は水道施設の布設工事を行うのに必要な資格であり、水道技術管理者は水道法により水道事業者はその資格を持った職員を1名置かなければならないと定められているなど、資格を持った職員が配置されています」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、本案については、全員賛成により、原案どおり承認されました。

次に、議案第28号 平成30年度清須市介護保険特別会計補正予算（第3号）案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「地域密着型サービス給付費が減額になった背景は」との質問があり、当局は、「総合事業が始まり、通所型サービスにおいて、いこまいか、やろまいか教室などの介護予防事業が開催されたことにより、給付費の削減につながっていると考えております」との答弁でありました。

質疑終了後、採決を行った結果、本案については、全員賛成により、原案どおり承認されました。

なお、議案第14号 清須市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例案、議案第16号 清須市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第26号 平成30年度清須市一般会計補正予算（第5号）案及び議案第27号 平成30年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案につきましては、特に質疑もなく、全員賛成により、原案どおり承認されました。

以上、福祉常任委員会に付託されました案件についてご報告申し上げます。

議長（伊藤 嘉起君）

ただいま委員長報告がありましたが、質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

質問もないようですので、林委員長、ご苦労さまでございました。

自席へお戻りください。

次に、12日及び13日に開催されました建設文教委員会の報告を岡山委員長より求めます。

岡山委員長。

< 建設文教委員会委員長（岡山 克彦君）登壇 >

建設文教委員会委員長（岡山 克彦君）

議席11番、建設文教委員長、岡山でございます。

平成31年3月定例会に上程されました議案のうち当建設文教委員会に付託されました案件について、去る3月12日、13日の両日、委員全員出席のもと午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審議を行いました。その審議の内容と結果について、議案ごとに順次ご報告申し上げます。

最初に、議案第1号 平成31年度清須市一般会計予算案の所管分について、審議の主な内容と結果をご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明の後、質疑に入りました。

歳出、8款土木費では、委員より、「道路ストック点検の方法、進捗状況は」との質問があり、当局は、「1級市道、2級市道及び横断歩道橋については5年に1回、その他の市道は10年に1回調査をしています。わだちや損傷度、平坦性を調査しています」との答弁でありました。

委員より、「地籍調査が終了した地区は適正な課税をされているのか」との質問があり、当局は、「地籍調査が終了した後に法務局に登録します。登記完了後、登記のデータが法務局から市税務課に送付されます」との答弁でありました。

委員より、「街路灯の新設分はリース管理に含まれるのか」との質問があり、当局は、「新設分は市が設置していますので、リース管理には含まれず、市が直接管理をしています」との答弁でありました。

委員より、「新川中学校貯留形態は」との質問があり、当局は、「新川中学校の貯留形態はオンサイトの地下式貯留で、2千500立方メートルの容量を確保する計画です」との答弁でありました。

委員より、「都市計画基本計画推進費を予算計上したことについて高い評価している。事業内容と各地区から出された農業振興地域の見直し、請願についても検討されるのか」との質問があり、当局は、「本年度作成中の都市計画マスタープランに基づき、新市建設計画や総合計画の土地利用計画の整合を図るため、用途地域や都市計画道路の見直しを検討します。また、農業振興地域の見直しにつきましても、関係部局との調整を図りながら検討します」との答弁でありました。

委員より、「特定構造物改築事業に係るコミュニティ施設補助金の内容について、また、施設整備の補助金ならば総務部所管ではないのか」との質問があり、当局は、「特定構造物改築事業に伴う県道・伏見町線整備を円滑に実施するため、移転が必要なコミュニティ施設の整備に対し、地元が申請中の宝くじの助成金が、選定から漏れた場合に限り、助成をするためのものです。施設整備の財源は防災行政課の集会所補助金なども活用していますが、円滑な事業の推進を図るため建設部として支援するものです」との答弁でありました。

委員より、「雨水貯留浸透施設設置補助金について、30年度と同額だが、利用者を増やすためどのように考えているのか」との質問があり、当局は、「広報にて毎年4月と10月に掲載させていただいています。また、いろいろ機会をとらえてPRしています」との答弁でありました。

委員より、「民間ブロック塀等撤去費補助金について、予算以上の問い合わせがあった場合、

増額をするのか」との答弁があり、当局は、「要綱上では予算の範囲内で補助することになっていますが、早い時期に問い合わせが多くあるようであれば財政課と協議します」との答弁でありました。

委員より、「清須・新川線整備費について、土地購入はどこの部分か」との質問があり、当局は、「現在、愛知県が桃栄跨線橋整備事業を施工していますが、その先線で途中でとまっている状態なので、その道路を五条川の堤防に接続するため必要な用地を購入する費用となります」との答弁でありました。

委員より、「鉄道高架費について、高架後のホームの幅と長さは決まっているのか。また、エレベーターやエスカレーターの設置の協議はしているのか」との質問があり、当局は、「ホームの構造については、現在、鉄道事業者で詳細設計を行っていますので、現段階では決まっておりませんが、駅施設についてはバリアフリーの対応で行うと聞いています」との答弁でありました。

委員より、「下本町丸之内駅線等整備費について、どのくらいの進捗なのか」との質問があり、当局は、「物件調査は2年、用地買収は5年で計画しています」との答弁でありました。

10款教育費では、委員より、「適応指導教室の在籍状況、スクールソーシャルワーカーの設置についての所見は」との質問があり、当局は、「平成31年3月の在籍状況は、清洲中5名、新川中2名、西枇杷中3名、合計10名です。スクールソーシャルワーカーは福祉関連、家庭環境等について関係機関と連携し、橋渡しを行うことが主な役割だと考えております。在籍している2名の家庭教育相談員は社会福祉士の資格は持っていませんが、教育や警察での経験を生かしつつ、ソーシャルワーカーの内容について資質を高めながら、今後も家庭教育相談や関係機関への橋渡しを行っていきたいと考えています」との答弁でありました。

委員より、「これまで校舎長寿命化工事を5校実施しているが、学校からの意見等を今後の工事に反映すべきことはあるか」との質問があり、当局は、「設計を行う際、各学校と協議を重ねた上、できる限り学校の意見を尊重した設計としているため、これまで工事に対して特に意見は出されていません」との答弁でありました。

委員より、「学校の空調稼働の基準はどのように考えているのか」との質問があり、当局は、「具体的な使用基準はまだ定めていませんが、室温が28度以上となったときに稼働させたいと考えています。温度設定については28度を基準とし、状況を見ながら調整していきたいと考えています」との答弁でありました。

委員より、「いじめや虐待について把握しているのか」との質問があり、当局は、「いじめに

については年2回、12校でアンケートを行い、いじめの認知件数、解消度合い等も調べています。この結果については、いじめ対策連絡協議会で意見を聞きながら対応しています。また、虐待についても学校と福祉部と連携をとりながら対応しています。件数も継続的に把握しています」との答弁でありました。

委員より、「チームMOMOについて具体的にどのような活動をしているか」との質問があり、当局は、「桃栄小学校を活動拠点として学校行事の補助をしたり子育ての研修会を開催したりするなど、親子のふれあい事業を実施しています」との答弁でありました。

委員より、「清洲勤労福祉会館の修繕等の計画はあるのか」との質問があり、当局は、「指定管理者が日常点検を行い、不備があれば報告を受けています。修繕等については、予算の平準化を考慮し、計画しています」との答弁でありました。

委員より、「新川地域文化広場の駐車場が不足していると聞いているが、把握しているのか」との質問があり、当局は、「現在3か所の駐車場を確保していますが、繁忙期に不足しているのご意見はいただいています」との答弁でありました。

委員より、「現在、施設敷地内で利用形態を変更し、駐車場として整備することは検討しないのか」との質問があり、当局は、「温室、広場を含めた地域文化広場として建設された経緯もあるため、現在は考えていません」との答弁でありました。

委員より、「学校開放している体育館の床面において一部剥離していたと聞いているが、把握しているのか。また、修繕等についてどのように考えているのか」との質問があり、当局は、「学校から連絡を受け、その後、直ちに対応しました。今後も学校と連携して安全性の確保に努めます」との答弁がありました。

質疑終了後、採決を行った結果、本案の所管分について、委員全員賛成により、原案どおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第5号 平成31年度清須市水道事業会計予算案についてご報告申し上げます。

当局の朗読の後、質疑に入りました。

委員より、「構造物の劣化ぐあいとバランスはどのように把握しているのか」との質問があり、当局は、「資産台帳により管理し、設備の更新をしています」との答弁でありました。

委員より、「維持管理の資金のバランスはどうか」との質問があり、当局は、「利益が上がっているのを、それを更新に充てます。大事業については起債を充てる予定です」との答弁でありました。

委員より、「名古屋市との統合は何年先か」との質問があり、当局は、「愛知県、名古屋市を含めた連絡会議を毎年行っています。国の計画、県や名古屋市の計画が変更されてからとなりますので、具体的な年数は未定です」との答弁がありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、本案については、委員全員賛成により、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第6号 平成31年度清須市下水道事業特別会計予算案についてご報告申し上げます。

当局の朗読の後、質疑に入りました。

委員より、「維持管理に係る費用は賄えているのか」との質問があり、当局は、「供用開始した区域で約6割接続している状況で、汚水処理に係る費用は下水道使用料で賄えています」との答弁でありました。

委員より、「下水道処理場に直接つながっている下水道管の劣化状況は誰が管理しているか」との質問があり、当局は、「愛知県が管理しています」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、本案については、委員全員賛成により、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第11号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明の後、質疑に入りました。

委員より、「利用料金制度を用いるのはどういった理由か」との質問があり、当局は、「指定管理者より、今回、市の見直した料金設定では利用者の減少が懸念されることから、この利用料金制度を活用し、消費税増税分を加算した新利用料金としたい旨の申し入れがあったため、指定管理者とは現在協議中です」との答弁でありました。

委員より、「指定管理者が定める料金に下限0.7、上限は1.3の範囲を設けている理由は何か。また、消費税に関して指定管理委託料の変更については協議されているのか」との質問があり、当局は、「指定管理者により利益追求や過度なサービスによる行き過ぎた料金とならないよう、基本的枠組みを設定するものです。また、委託料金変更の必要はなく、消費税分は債務負担行為により加味してあります」との答弁でありました。

質疑終了後、採決を行った結果、本案については、委員全員賛成により、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第26号 平成30年度清須市一般会計補正予算（第5号）案の所管分についてご報告申し上げます。

当局の朗読の後、質疑に入りました。

歳出、10款教育費では、委員より、「繰り越しする空調設備事業の機器の調達及び進捗状況は」との質問があり、当局は、「全学校の室外機、室内機の機器は2月下旬から3月上旬にかけて確保できました。進捗状況については、現在、授業の支障とならないよう、春休み、5月の10連休で室内を中心に工事を行う予定で、6月末の完成を目指しています」との答弁でありました。

委員より、「給食センター費における賃金の減額の内容は」との質問があり、当局は、「調理員の採用が定数に達しなかったことによるもので、常勤の調理員約5名分相当を減額するものです」との答弁がありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、本案の所管分については、委員全員賛成により、原案のとおり承認すべきものと決しました。

なお、議案第10号 清須市庄内川水防センターの設置及び管理に関する条例及び清須市水の交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案、議案第18号 清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案、議案第19号 清須市都市公園条例等の一部を改正する条例案、議案第20号 清須市都市下水路条例の一部を改正する条例案、議案第22号 土地区画整理事業に伴う町の区域の設定及び変更について、議案第25号 市道路線の認定及び廃止について、議案第29号 平成30年度清須市下水道事業特別会計補正予算（第3号）案については、当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りましたが、特に質疑もなく、採決を行った結果、委員全員賛成により、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、建設文教委員会に付託された案件についてのご報告を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

ただいま委員長報告がありましたが、質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

質問もないようですので、岡山委員長、ご苦労さまでございました。

自席へお戻りください。

次に、14日に開催されました総務委員会の報告を小崎委員長より求めます。

小崎委員長。

＜ 総務委員会委員長（小崎 進一君）登壇 ＞

総務委員会委員長（小崎 進一君）

議席8番、総務常任委員長、小崎進一でございます。

平成31年3月定例会に上程されました議案のうち、当総務常任委員会に付託されました案件につきましては、去る3月14日午前9時30分から委員会を開催し、委員出席のもと慎重に審議を行いました。これより、その審議の主な内容と結果についてご報告申し上げます。

それでは、議案第1号 平成31年度清須市一般会計予算案の所管分についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

最初に、予算全般について、委員より、「施政方針では平成31年度当初予算が市税の伸びなどの要因で過去最大規模の予算となった一方で、非常に苦しい予算編成だと言われたが、その理由は」との質問があり、当局は、「予算規模が最大となった大きな理由は、下水道事業への出資と学校施設長寿命化事業であると考えています。そのため、基金の取り崩し額や起債額が例年より増え、苦しいところもあったものの、計画的に例年並みの基金残高を確保するなど、財政運営の健全性を保ちながら、将来を見据えた予算編成をすることができました」との答弁がありました。

歳入では、市税について、委員より、「固定資産税の前年対比約1億円増の要因は。また、収納率は何%で積算しているか」との質問があり、当局は、「土地は住宅用地の特例措置適用となる地目変更により減収となりますが、家屋は新築家屋、新築家屋軽減収入の影響で増収となります。償却資産は過去3年間の実績比較から増収を見込みました。また、収納率は29年度決算徴収率に0.1%上乘せした率を用いて積算しています」との答弁でありました。

財産収入について、委員より、「土地建物貸付収入の内容は」との質問があり、当局は、「土地貸付の主なものは、UR都市再生整備公団と県営二ツ杵住宅、JR枇杷島駅西の時間貸し駐車場です。建物貸付の主なものは、清須保健所、公共施設内の自動販売機の設置と市民課の記載台前に設置してある公告つきモニターです」との答弁でありました。

ふるさと寄附金について、委員より、「住民税で控除される額は幾らか」との質問があり、当局は、「平成30年の実績で8千190万円ほどとなっています」との答弁でありました。

委員より、「寄附金だけを見ると、経費も差し引くとかなりの赤字となるが、今後の方向性は」との質問があり、当局は、「国からの通知に従い、制度から除外されることのないよう寄附を受けていきたいと思っております」との答弁がありました。

委員より、「ふるさと納税の歳入の減額分は交付税で補填されると聞くが、実際のところはどうか」との質問があり、当局は、「住民税で控除される額の75%が基準財政収入額から差し引かれるため、その分が交付税に含まれることになっています」との答弁でありました。

歳出では、人事事務費について、委員より、「人材派遣委託料の内容は」との質問があり、当局は、「職員の育児休業、病気休職による欠員補充です」との答弁でありました。

職員研修費について、委員より、「庁内における接遇の取り組みは」との質問があり、当局は、「今年度の取り組みとしましては、全職員による接遇自己チェック、各課の接遇リーダーとサブリーダーとの意見交換を実施しました。また、来客数の多い10課を対象とした覆面調査を行いました。その調査結果をもとに接遇研修を実施します」との答弁でありました。

広報紙発行費について、委員より、「市民記者の記事だけでなく、市民が投稿できるページを考えてもらえないか」との質問があり、当局は、「座談会やインタビュー形式による市民参加型の特設ページを検討しています」との答弁でありました。

市民協働推進費について、委員より、「人と情報が集まる場を開催するとあるが、内容は」との質問があり、当局は、「中学校単位で年3回程度開催予定です」との答弁でありました。

コミュニティバス運行費について、委員より、「バスロケーションシステムとはどのようなものか」との質問があり、当局は、「スマートフォンやタブレットでバスの現在位置や到着予想時刻がわかるものです」との答弁がありました。

清洲城周辺にぎわい創出検討費について、委員より、「調査経費の内容は」との質問があり、当局は、「清洲城周辺が民間目線でどのように見えているのかを調査する経費と、平成32年秋にオープンする貝塚山貝塚資料館までの動線整備の考え方をまとめる経費となっております」との答弁がありました。

財産管理費について、委員より、「土地建物管理費の増加理由は」との質問があり、当局は、「主な原因はPCBの処分費です。平成30年は保管している量の3分の1を処分しましたが、平成31年度は残りの3分の2を処分する予定となっています」との答弁でありました。

公共施設マネジメント費について、委員より、「平成30年度の実績と平成31年度の予定は」との質問があり、当局は、「平成30年度は適正配置方針を策定するため、各団体の代表者と学識経験者で構成する策定委員会と市役所内で構成する策定調整会議を3回ずつ開催しました。また、市民ワークショップには公募によって15人に参加いただき、3回実施することにより市民の有意義な声を聞くことができました。平成31年度は市民説明会やパブリックコメントなども行い、年度末には公共施設個別施設計画を策定していきたい」との答弁がありました。

コミュニティ施設費について、委員より、「集会所に対する耐震診断の補助金について」質問があり、当局は、「公共性のある集会所に対する耐震診断補助については、今後検討していきます」との答弁がありました。

空家等対策費について、委員より、「空家解体促進費補助金は地区の指定をするのか」との質問があり、当局は、「市内全地区を対象とします。まずは、不良住宅と判定される必要があります」との答弁がありました。

災害対策費について、委員より、「液体ミルクを備蓄の予定は」との質問があり、当局は、「国や県からの指針の後、値段や消費期限を勘案して、備蓄品として採用するか検討します」との答弁がありました。

以上が主な質疑であり、質疑終了後、採決を行った結果、議案第1号 平成31年度清須市一般会計予算案の所管分については、全員賛成により、原案のとおり承認されました。

次に、議案第7号 清須市森林環境整備等基金条例案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「森林環境譲与税を基金に積み立て、今後どのような事業に充当する予定か」との質問があり、当局は、「基金の使用用途に合った事業で、効果的に活用できる適切な事業展開を関係各課と調整していきたい」との答弁でありました。

以上が主な質疑であり、質疑終了後、採決を行った結果、議案第7号 清須市森林環境整備等基金条例案については、全員賛成により、原案のとおり承認されました。

次に、議案第12号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「今回の労働時間に関する改正内容はどのような形で職員へ周知するのか」との質問があり、当局は、「職員へ書面で周知します」との答弁でありました。

以上が主な質疑であり、質疑終了後、採決を行った結果、議案第12号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案については、全員賛成により、原案のとおり承認されました。

次に、議案第23号 新市建設計画の変更についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「5年延びたことで一番大きなメリットは」との質問があり、当局は、「交付税措置が手厚い合併特例債を発行することが5年間延長されることです」との答弁でありました。

以上が主な質疑であり、質疑終了後、採決を行った結果、議案第23号 新市建設計画の変更については、全員賛成により原案のとおり承認されました。

次に、議案第24号 新市基本計画の変更についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「財政計画の平成31年度の額と議案の当初予算額との差が大きいのはなぜか」との質問があり、当局は、「平成31年度事業としていた小中学校空調設備事業を国の補正対応で平成30年度へ前倒ししたことによるものです」との答弁がありました。

以上が主な質疑であり、質疑終了後、採決を行った結果、議案第24号 新市基本計画の変更については、全員賛成により、原案のとおり承認されました。

次に、議案第26号 平成30年度清須市一般会計補正予算（第5号）案所管分についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

災害対策費について、委員より、「水害対応ガイドブックを新たに作成するのはなぜか。また、完成はいつか」との質問があり、当局は、「各河川の浸水想定区域が変わり、また影響を及ぼす河川として、木曾川及び青木川が増えましたので、全面改訂します。ガイドブックは平成31年度末に完成し、4月に全戸配布の予定です」との答弁がありました。

以上が主な質疑であり、質疑終了後、採決を行った結果、議案第26号 平成30年度清須市一般会計補正予算（第5号）案所管分については、全員賛成により、原案のとおり承認されました。

なお、議案第8号 清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案、議案第21号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議につきましては、質疑もなく、採

決を行った結果、全員賛成により、原案のとおり承認されました。

引き続き、発議第1号 UR賃貸住宅ストックの活用を求める意見書(案)について質疑に入りましたが、特に提出者への質疑もなく、採決を行った結果、発議第1号 UR賃貸住宅ストックの活用を求める意見書(案)については、全員賛成により、原案のとおり承認すべきものと決しました。

総務常任委員会に付託されました案件については以上でございます。

議長(伊藤 嘉起君)

ただいま委員長報告がありましたが、質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤 嘉起君)

質問もないようですので、小崎委員長、苦勞さまでした。

自席へお戻りください。

以上で、各常任委員会の委員長報告を終わります。

ここであらかじめ申し上げます。

討論については、会議規則51条の規定により通告制となっており、議案第1号に加藤議員から反対討論、小崎議員から賛成討論。

また、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第15号、議案第19号及び議案第26号に加藤議員から反対討論が提出されております。

なお、議案第1号で議案第19号、議案第26号を合わせて、議案第8号で議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第15号を合わせて、議案第2号で議案第13号を合わせて行っていただきます。

なお、討論は発言席でお願いいたします。

また、表決については起立により行いますので、よろしくをお願いいたします。

ここで、10時40分まで休憩といたします。

(時に午前10時25分 休憩)

(時に午前10時40分 再開)

議長(伊藤 嘉起君)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第1、議案第1号を議題といたします。

会議規則第53条の規定により、加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

議案第1号 平成31年度清須市一般会計予算案に対して反対の立場から討論します。

今、アベノミクスにより、富裕層や大企業は巨額の利益を上げる一方、市民の所得は増えず、消費も冷え込んだまま安倍政権は消費税10%への増税を強行しようとしています。その上、連続する社会保障負担増で暮らしはさらに痛めつけられ、格差と貧困がますます増大しています。

3月7日に内閣府が発表した1月の景気動向指数では、3か月連続悪化し、内閣府自身が下方への局面変化と景気悪化を認めざるを得ない状況になっています。こんな状態で消費税を引き上げれば経済の大破綻を引き起こします。こんなときこそ自治体として市民の暮らしや福祉・医療・子育て・教育を守る防波堤の役割を果たすことが求められています。

しかし、予算案では、消費税及び地方消費税の10%への増税を市の使用料、手数料に転嫁し、値上げをする予算となっています。

以下、理由を述べます。

10月から消費税率10%への引き上げと抱き合わせで、公共施設の使用料の見直しを始め、ごみ手数料の改定が行われようとしています。その負担は市民生活に重くのしかかっています。消費税の引き上げは、住民の暮らしを直撃し消費不況を一層深刻にするとともに、逆進性によって貧困と格差がますます拡大し、市民の暮らしをさらに苦しめるものであり、反対であります。

また、消費税の引き上げに伴い行われるプレミアム付商品券事業は、自治体が発行主体となることから事業予算が組まれています。前回の消費税増税による消費不況から脱し切れていない今日の経済状況のもとで、さらなる増税は市民の暮らしと地域経済を壊しかねません。さまざまな対策を必要とする消費増税などしないほうがよほど経済対策であり、反対であります。

さらに、幼児教育・保育無償化についても、消費税増税分を国民に還元する売り物の1つにしようとし、消費税を財源にしています。しかも、無償化のための費用の多くは比較的所得の高い世帯に偏り、低所得者世帯への恩恵は少ないことが明らかになっています。増税だけかぶせられる低所得世帯が多く生まれ、格差と不公正を広げるやり方は問題です。

また、無償化で希望者の増加も想定される中で、一場保育園の認定こども園への移行は自治体の保育実施責任の解消へ向けた環境整備であり、保育に対する公的責任を後退させることになり、反対です。

次に、企業再投資促進奨励費であります。市内にある大手企業に1億円を交付するものであります。

今、アベノミクスのもとで大もうけしてきた大企業のため込み利益は史上最高と言われております。大企業には応分の負担を求めていくのが物事の道理であり、富めるものにさらに支援していくことには反対であります。

消費税導入から30年、消費税は増税を重ねる一方で法人税は減税し続けてきました。今やるべきことは、アベノミクスのもとで大もうけしてきた富裕層、大企業への行き過ぎた優遇税制を改め、応分の負担を求めることであるということを訴え、反対討論とします。

なお、議案第19号 清須市都市公園条例等の一部を改正する条例案については、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴うものであること、議案第26号 平成30年度清須市一般会計補正予算（第5号）案についても、消費税の増税に伴うプレミアム付商品券事務費が含まれており、同理由により反対するものであります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

続いて、小崎議員の賛成討論の発言を許可いたします。

小崎議員。

< 8番議員（小崎 進一君）登壇 >

8番議員（小崎 進一君）

議席8番、小崎進一でございます。議長のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております議案第1号 平成31年度清須市一般会計予算案について、清須市議会「清政会」を代表いたしまして、賛成の立場から意見を述べます。

永田市長が就任され二度目の編成となる平成31年度当初予算案は、合併以降、最大規模となり、永田市長は、これまでの先人の取り組みを大切に受け継ぎながら、成長をとめることなく「力強い清須」の実現に向け邁進していくための予算と表明されました。

こうして編成された当初予算案につきましては、出生率が県下で最も高い本市の勢いをそぐことがないよう、幼児教育無償化への対応や待機児童ゼロの維持など、子育て世帯の支援の強化や

子育て環境のさらなる充実を図るものであり、その成果が大いに期待されるものであります。

また、介護保険事業、後期高齢者医療事業、国民健康保険事業といった誰もが生き生きと生活していくために必要な諸制度についても、健全で安定的に運営されております。

そして、斎苑整備につきましては、施設本体の建設に着手できるところまで参りました。平成33年度の稼働に向け、建設地区周辺の皆様のご協力とご理解を得ながら、引き続き、斎苑整備及び周辺環境改善事業を確実に進めていかれるよう望むところであります。

雨水貯留施設の整備といった安全・安心な地域づくりを始め各種証明書のコンビニ交付など、さまざまな市民ニーズに対しても的確に対応されております。

さらには、清洲城周辺のにぎわい創出に向けたさまざまな検討・調査に取り組むこととされており、清須市の将来も見据えたメリ張りのある予算となっております。

これらの施策を支える財政面では、好調な市税収入に加え、補助金、基金などを有効活用することにより、臨時財政対策債の抑制にも努め、健全な財政運営にも十分配慮した予算案であると高く評価し、市民の皆様の理解が得られるものと判断するところであります。

最後になりましたが、永田市長を始め職員の皆さんにおかれては、6万9千人の市民の負託に応え、そして力強い清須の実現に向け、日々、職務に精励いただき、今後とも一層堅実な行財政運営に努力されることをお願いし、賛成討論といたします。

議員各位のご賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第2、議案第2号を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

議案第2号 平成31年度清須市国民健康保険特別会計予算案について、反対の立場から討論を行います。

国民健康保険は必要な医療費を加入者に負担させるという観点から、国保税を算出するために保険税は高くなり、国保税を滞納せざるを得ない人々を生み出すという構造がつくられ、保険税が高くなると新たに保険税を納めることができない世帯が増え、さらに保険税が高騰するという悪循環となり、医療保険制度としての持続性を揺るがしています。それゆえに、全国知事会、全国市長会などの地方団体は、被保険者にこれ以上負担を求めることは極めて困難であり、厳しい財政運営を強いられていると、また、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張しています。

国庫負担の増額は欠かせません。同時に、地方自治体が住民の暮らしを守る立場から財政負担に努力することも必要であります。国も県も法定外繰り入れについて独自性を尊重すると述べています。国の方針どおり法定外一般会計繰入金を解消・削減していくなれば、毎年の保険税の値上げを進め、払いたくても払えない滞納世帯を増やすこととなります。

今回、3.74%の改定率で、1人あたり平均年額が8万8千435円から9万4千671円への引き上げとなります。これ以上高過ぎて払えないと悲鳴が上がっている保険税の値上げを容認することはできません。国に対して、国庫負担の抜本的な引き上げと均等割廃止を求めるとともに、市としても保険税の値上げを抑え、子育て世帯の均等割軽減策の実施を強く求めます。

なお、議案第13号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についても、同理由により反対するものであります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第2号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第3号を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

議案第3号 平成31年度清須市介護保険特別会計予算案について、反対の立場から討論を行います。

2017年に行われた介護保険等関連法の成立と3年ごとの制度の見直しを受けて、2018年度は利用料の3割負担の導入、福祉用具のレンタル制導入による毎年の上限価格設定、介護保険と障害者福祉の事業所による共生型サービスの創設などが始まりました。

そして、6月に政府が閣議決定した骨太方針2018年には、介護のケアプランの作成、多床室の室料、介護の軽度者への生活援助サービスについて、給付のあり方を検討することが提起され、さらなる改悪が、今、行われようとしています。これらのことが実施されれば、さらに要介護1、2の方への掃除や調理などの生活支援を介護給付から外し、自治体の新しい総合事業に移行させることやケアプランの作成が有料化されるなど、介護を必要とする高齢者の生活がますます厳しくなるばかりです。

こうした中で、政府は2025年をめどに、要介護状態となっても住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防生活支援が一体的に提供される体制を各市町村に構築すると説明しています。そして、その構築の鍵を握るのが地域包括支援センターだと考えます。本市に1か所しかない包括支援センターの体制強化とその設置数を増やしていくことが、地域包括を進めていくためにも重要であります。

今、高い保険料・利用料、その上、必要な介護・福祉サービスが受けられないとの声、介護が必要な人を社会全体で支えるという介護保険制度の当初の宣伝に逆行する実態に利用者から悲鳴が上がっています。介護保険を必要な介護が保障される制度にするよう、国に対して強く意見を述べることを求めるとともに、市としても現状サービスを後退させないことを強く求め、反対討論といたします。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第3号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第4号を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

議案第4号 平成31年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案に対して、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、高齢者を年齢で機械的に区切り、1つの医療保険に無理に囲い込む制度であり、75歳以上人口が増えるほど保険料アップにつながる仕組みになっています。こうした中で、2017年度から低所得者の人などが対象の保険料の特例軽減措置の縮小・廃止が行われています。

2018年度の愛知県広域連合の後期高齢者医療保険料均等割額は年額4万5千379円ですが、現行均等割の9割減額となっている人は2019年度から保険料は4千500円から9千円になります。年金は増えず、暮らしが上向かない中、特例軽減措置をなくすことは高齢者の実態を無視したものです。

2008年に始まった後期高齢者医療制度発足、当初から75歳という年齢で医療を差別するのは許されないと多くの反対の声が上がりました。そのため、低所得者の保険料9割、8.5割軽減するという特例が設けられました。10年前と比べても高齢者を取り巻く経済的状況は、年金支給額の削減、介護保険料などの値上げ、消費税増税などで悪化していることは明らかであり

ます。ここでさらなる負担を拡大すれば、生活の困窮と受診抑制、重症化を招きかねません。長生きを脅かし、高齢者に辛い後期高齢者医療制度を見直し、高齢者が安心して医療にかかれるようすべきであることを申し述べ、反対討論とします。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第4号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第5号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第5号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第6号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第6号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第7号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第7号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第8号を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

議案第8号 清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案に反対の立場から討論を行います。

施設使用料については、消費税率引き上げに伴う税負担の転嫁に係る改定分とそれ以外の要因による改定分と区別して公表するなど、利用者などの十分な理解が得られるように努めることが必要であります。

清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針で示されている5年をめどに定期的な使用料の見直しの検討の規定に基づき、経費の把握や利用状況を分析・増収、類似施設との比較分析などとともに、加えて、消費税率の10%への引き上げによる今後の市民生活を取り巻く社会状況の変化も幅広くとらえた検証を行い、その結果に基づいて、まずはパブリックコメント等をあわせて周知に努め、使用料見直しの可否を総合的に判断する必要があります。

基本方針から4年であります。基本方針には、使用料の見直しに際しては市民への周知期間を十分に考慮して行うこととしています。決まったことだと結果を周知するのでは住民の理解は得られないことを申し上げ、反対討論といたします。

同じく、議案第9号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案、議案第10号 清須市庄内川水防センターの設置及び管理に関する条例及び清須市水の交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案、議案第11号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案についても、同理由により、反対するも

のであります。

さらに、議案第15号 清須市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例案についても、10月1日からの消費税率の引き上げとともに受益者負担を増やし、手数料を改定するものであり、同じく、反対するものであります。

以上であります。

議 長（伊藤 嘉起君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第8号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議 長（伊藤 嘉起君）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第9号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第9号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議 長（伊藤 嘉起君）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第10、議案第10号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第10号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議 長（伊藤 嘉起君）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第11、議案第11号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第11号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第12、議案第12号を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

議案第12号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に反対する立場から討論いたします。

公務員の人事管理に関する報告では、働き方改革関連一括法の成立を受けて、労働時間の問題で超勤上限規制が設けられ、規則改正を行うことになりましたが、他律的な義務については過労死ラインの月100時間未満、年間720時間という過労死ラインを超える時間外勤務を容認するなど、時間外労働の上限規制どころか一層の長時間労働を助長するものにつながりかねないものです。

厚労省ガイドラインに基づく労働時間管理や厚労省限度基準に基づき、月45時間、年360時間以内の超勤上限規制を公務職場にも徹底することが必要であります。地方自治体でも集中改革プランによる人員削減、非正規化や民間委託などが行われてきた結果、長時間労働を始め西日本豪雨災害でも見られるように、被災自治体における初動不休作業体制、被災者支援などの対応で行政サービスに支障を来すなどの矛盾が顕在化されています。

人事院がまず指摘すべきことは、誰もが安心して働き続けられる職場体制を実現することであり、仕事量に見合った人員確保について言及すべきです。安全衛生配慮義務が果たされ、長時間労働をなくすための実効ある対策が講じられることを求め、反対討論といたします。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第12号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第13、議案第13号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第13号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第14、議案第14号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第14号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第15、議案第15号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第15号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第16、議案第16号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第16号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第17、議案第17号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第17号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第18、議案第18号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第18号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第19、議案第19号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第19号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第20、議案第20号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第20号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第21、議案第21号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第21号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第22、議案第22号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第22号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第23、議案第23号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第23号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第24、議案第24号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第24号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議 長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第25、議案第25号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第25号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第26、議案第26号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第26号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議 長（伊藤 嘉起君）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第27、議案第27号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第27号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第28、議案第28号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第28号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第29、議案第29号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第29号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第30、発議第1号を議題といたします。

採決に入ります。

発議第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第1、議案第30号及び追加日程第2、議案第31号の2案件を一括議題といたします。

市長より、一括して提案理由の説明を求めます。

議長（伊藤 嘉起君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

ただいまは全ての案件にご賛同賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日追加提案をいたします案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第30号 平成31年度清須市一般会計補正予算（第1号）案につきましては、平成31年度当初予算に計上いたしております西枇杷島中学校及び春日中学校の長寿命化改修工事において、国交付金が国の第2次補正予算を受け、平成30年度分として交付されることが本会議開会后に国から示されました。つきましては、国交付金の有効活用を図るべく、2校の長寿命化改修工事を平成30年度に前倒すこととし、平成31年度に計上している工事費7億6千

499万9千円を減額する補正を行うものでございます。

続きまして、議案第31号 平成30年度清須市一般会計補正予算（第6号）案につきましては、平成31年度当初予算から前倒しする長寿命化改修工事に係る経費として、議案第30号で減額した額と同額を増額する補正を行うものでございます。

詳細につきましては担当から説明させますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（伊藤 嘉起君）

それでは、追加日程第1、議案第30号 平成31年度清須市一般会計補正予算（第1号）案及び追加日程第2、議案第31号 平成30年度清須市一般会計補正予算（第6号）案の2案件について、一括して総務部長より内容の説明を求めます。

平子総務部長。

< 総務部長（平子 幸夫君）登壇 >

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長の平子でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、平成31年度一般会計補正予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。1号案でございます。

議案第30号 平成31年度清須市一般会計補正予算（第1号）

平成31年度清須市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7億6千499万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ263億3千900万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正

第2条 地方債の廃止は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年3月22日提出

清須市長 永田純夫

それでは、2ページをお願いいたします。

今回の補正は、平成31年度で計上した西枇杷島中学校及び春日中学校の長寿命化等改修工事

において、予定していた学校施設環境改善交付金が国の第2次補正予算により、平成30年度分として2億1千32万7千円交付されることとなりました。つきましては、国交付金の有効活用を図るべく、2校の長寿命化等改修工事を平成30年度に前倒すことをし、平成31年度に計上している工事費7億6千499万9千円を減額するものです。

歳入歳出の主な内容をご説明いたします。

まず、歳入です。

第14款国庫支出金で学校施設環境改善交付金1億8千797万1千円を、第18款繰入金で財政調整基金義務教育施設整備基金の繰入金を合わせて1億8千402万8千円を、第21款市債で中学校整備事業債3億9千300万円を減額するものです。

次に、右のページをお願いします。

歳出です。

第10款教育費で、西枇杷島中学校整備費及び春日中学校整備費7億6千499万9千円を減額するものです。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正では、中学校整備事業に係る地方債を廃止するものです。

それでは、続きまして、平成30年度一般会計補正予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。6号案でございます。

議案第31号 平成30年度清須市一般会計補正予算（第6号）

平成30年度清須市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億6千499万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ265億2千240万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年3月22日提出

清須市長 永田純夫

それでは、2ページをお願いいたします。

この補正は、西枇杷島中学校及び春日中学校の長寿命化等改修工事につきまして、国の第2次補正に係る交付金の有効活用をし、事業を平成30年度に前倒すこととし、補正するものです。

歳入歳出の主な内容をご説明いたします。

歳入です。

第13款国庫支出金では、学校施設環境改善交付金2億1千32万7千円を追加し、第17款繰入金では、財政調整基金義務教育施設整備基金の繰入金を合わせて1億6千167万2千円増額し、第20款市債では、中学校整備事業債3億9千300万円を増額するものです。

右のページをお願いいたします。

歳出です。

第10款教育費で、西枇杷島中学校整備費及び春日中学校整備費を7億6千499万9千円増額するものです。

先ほどご説明いたしました平成31年度の事業がそのままこちらに移行するものです。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正は、第10款教育費、第3項中学校費の西枇杷島中学校整備事業、春日中学校整備事業に長寿命化等改修工事の事業費分を増額するもので、変更後の金額が西枇杷島中学校整備事業4億9千352万2千円、春日中学校整備事業3億5千601万2千円とするものです。

次に、5ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正では、中学校整備事業の限度額を6億4千300万円と、3億9千300万円増額するものでございます。

補正予算案については以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

これより、質疑・討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は挙手をし、議長の許可を得てから自席で議席番号と名前、役職名を述べてからそれぞれ行ってください。

また、討論については、挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席をお願いいたします。

それでは、追加日程第1、議案第3号について質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第30号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長 (伊藤 嘉起君)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、議案第31号について質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤 嘉起君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第31号に賛成の方の起立を求めます。

＜ 起 立 全 員 ＞

議長（伊藤 嘉起君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3、常任委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会の委員長より、各所管事務の調査について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出がありました。

このことについて、各常任委員長の申し出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

異議なしと認めます。

よって、各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

次に、追加日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出がありました。

このことについて、議会運営委員長の申し出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

前例のない形、譲位という形で30年余続いてまいりました平成元号も間もなく変わろうとしております。平成最後となりました平成31年3月清須市議会定例会、これをもちまして閉会いたします。

長期間にわたりご審議いただき、ご苦労さまでございました。

(時に午前11時23分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成31年3月22日

議 長 伊 藤 嘉 起

署名議員 高 橋 哲 生

署名議員 八 木 勝 之